

## 注記（全体財務書類）

### 財務書類作成・報告における注記事項

#### 1 重要な会計方針

##### （1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有形固定資産 ⇒ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

###### ア 昭和59年度以前に取得したもの ⇒ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

###### イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの ⇒ 取得原価

取得原価が不明なもの ⇒ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

###### ② 無形固定資産 ⇒ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ⇒ 取得原価

取得原価が不明なもの ⇒ 再調達原価

##### （2）有形証券及び出資金の評価基準及び評価方法

###### ① 満期保有目的有価証券

該当なし

###### ② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

###### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの ⇒ 該当なし

イ 市場価格のないもの ⇒ 取得原価

##### （3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

##### （4）有形固定資産等の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）⇒ 定額法

###### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）⇒ 定額法

ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

###### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及び契約1件あたりのリース総額300万円以下のファイナンス・リースは除く）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率等により、徴収不能見込額または回収不能見込額を計上した。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法的福利費相当額の見込額について、それぞれの会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引（1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース料取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計取引を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する歳入歳出に属する現金を範囲としています。

(8) その他財務処理作成のための基本となる重要な事実

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によるものとしています。

イ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が50万円（美術品・骨董品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じます。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

## 4 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

「坂城町土地開発公社」財政健全化法の将来負担額 304,505千円

## 5 追加情報

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

## (1) 連結対象範囲（対象とする会計）

| 団体（会計）         | 区分   | 連結方法 |
|----------------|------|------|
| 坂城町下水道事業特別会計   | 特別会計 | 全部連結 |
| 坂城町国民健康保険特別会計  | 特別会計 | 全部連結 |
| 坂城町介護保険特別会計    | 特別会計 | 全部連結 |
| 坂城町後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部連結 |

## (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和5年4月1日～令和6年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

ただし、坂城町下水道事業特別会計は、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行し、出納整理期間はありません。

## (3) 財務書類の表示単位等

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計金額が一致しない場合があります。

## (4) 売却可能資産の対象範囲は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。